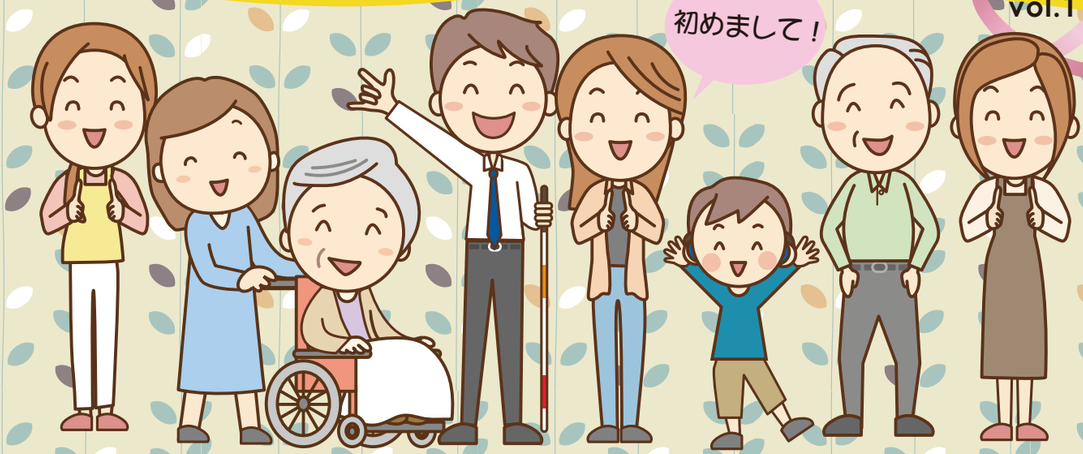
障がい福祉だより

佐世保市の障がい福祉のとりくみについてご紹介します。

vol.1



知っていますか？こんな病気

依存症とは…

依存症は脳の病気です。日常生活に支障があるにも関わらず、アルコールやギャンブル、スマートフォンやゲームなどにのめりこんで、やめたくてもやめられず、自分でコントロールできなくなる病気です。

依存症からの回復はやめ続けることです。

依存症を治す薬はありません。唯一の方法は「やめ続けること」です。

しかし、一人でやめ続けることは難しいので、専門の医療機関で治療プログラムを受けるか、自助グループ*1につながることが大切です。

また、周囲の方がいくら本人を責めても問題は解決せず、「叱責」「処罰」「借金の肩代わり」などは状況を悪化させるばかりです。本人が回復の必要性を自覚するまでには、時間がかかります。まずは、周囲の方が自助グループや病院、保健所に相談し、「適切なサポート」の方法を知ることから始めましょう。

*1 **自助グループ**　依存症本人または家族同士が体験を共有しながら回復を目指します

「断酒会」アルコール依存症当事者と家族のグループ

第２・第４火曜日 13:30～　中央保健福祉センター
第１土曜日　　19:00～　第３日曜日 13:30～　佐世保市民活動交流プラザ

「GA 佐世保」ギャンブル依存症当事者のグループ

毎週水曜日 19:00～　佐世保市民活動交流プラザ

「ギャマン結」ギャンブル依存症に悩む家族や友人のグループ

毎週水曜日 19:00～　佐世保市民活動交流プラザ

てんかん

てんかんは、突然意識を失って反応がなくなるなどの「てんかん発作」をくりかえし起こす病気です。

主な発作の種類

1. 複雑部分発作

数十秒から数十分間、意識がぼやけます。眼はうつろになり、中には顔色の悪くなる人もいます。

2. 大発作（強直間代発作）

意識を失い倒れ、手足がつっぱったり、ガクガク動いたりします。

3. 欠神発作

5 ～ 30 秒ほどの短い間意識がとぎれ、突然ボーっとしたり、動作が止まったり、箸を落としたりなどの形で気付かれる事が多いようです。

治　　療

薬物療法が中心です。また、一部には脳外科手術の対象となるものもあります。出来るだけ早い時期に専門家と相談し、より効果の期待できる治療法を選択することが重要となります。

養生のこつ

発作が抑制されている限りは、てんかんを持たない人と全く同じ生活が出来ます。発作がなくても、主治医の指示があるまでは服薬を続けていた方がよいでしょう。

ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークとは

「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、発達障がいの方または難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、着用または表示することで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。



このマークを見かけたら

●電車、バスの中で席をお譲りください。

外見では健康にみえても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方などがいます。

●駅や商業施設などで声をかけるなど配慮をお願いします。

交通機関の事故や突発的な出来事などに対してすぐに対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

●災害時には安全に避難できるよう支援をお願いします。

視覚障がい者や聴覚障がい者などの状況把握が難しい方、肢体不自由などにより自力での迅速な避難が困難な方などがいます。

ヘルプカードとは



「ヘルプカード」とは、障がいのある方など支援や配慮を必要としている方が携帯しておき、日常生活で困った際、災害時や緊急時などに周囲の方に提示することで、必要な支援や配慮を伝えるためのカードです。

●何か困っているような人を見かけ、声をかけた際に「ヘルプカード」の提示があったら、記載してある緊急連絡先などの内容に沿った対応・支援をお願いします。

障がい福祉だより
vol.1　2018 年 12 月特集号

〒857-0042 佐世保市高砂町５－１
佐世保市保健福祉部障がい福祉課
TEL:0956-24-1111（代表）　FAX:0956-25-2281
ホームページ：http://www.city.sasebo.lg.jp/
メール：syogai@city.sasebo.lg.jp

障害者差別解消法について

障害者差別解消法とは？

この法律は、正式名を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、平成２５年６月に制定、平成２８年４月に施行されました。

障がいを理由とする差別をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、分けへだてられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法のポイント

この法律では、行政機関（国・地方公共団体等）と民間事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みとして、「障がいを理由とする差別」の禁止を求めています。

「障がいを理由とする差別」には、※１**『不当な差別的取扱い』**と※２**『合理的配慮の不提供』**の２種類があり、行政機関においては、どちらも禁止されています。

また、民間事業者においては「不当な差別的取扱い」は禁止、「合理的配慮の不提供」は努力義務（提供に努める）となっています。

なお、事業者ではない一般私人の行為や個人の思想・言論はこの法律の対象外となっています。

※１　『不当な差別的取扱い』

障がいがあることのみを理由に、正当な理由なく商品やサービスの提供を拒否したり、制限したりすることです。

※２　『合理的配慮の不提供』

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があり、それを行うための負担が過重でないにも関わらず、社会的障壁（障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行）を取り除くための必要かつ合理的な配慮（社会的障壁を取り除くために状況に応じて行われる配慮）をしないことです。

相談窓口について



障がいのある人に対する差別に関する相談は、長崎県障害福祉課内設置の広域専門相談員または、地域相談員が受付けます。詳しい連絡先は、長崎県のホームページをご覧いただくか、障がい福祉課までお尋ねください。

障がい者虐待



●身体的虐待

殴る・蹴る・つねる・縛り付ける・閉じ込めるなど

●性的虐待

性行為の強要・裸にする・キスをする・性器や性交を無理やり見せるなど

●放棄・放任（ネグレクト）

食事を与えない・入浴をさせない・必要な治療や福祉を受けさせないなど

●経済的虐待

年金や給料を渡さない・本人の財産を不当に処分するなど

●心理的虐待

怒鳴る・ののしる・わざと無視する・悪口を言うなど

●おかしいな？と思ったら、それは虐待かもしれません。支援者側も介護疲れや障がいの知識不足などから、心ならずも虐待に至っていることもあります。サインを見逃さず、周囲の人が注意深く観察し、気づくことが大切です。

●障がい者の権利を護るために「成年後見制度」の活用もできます。

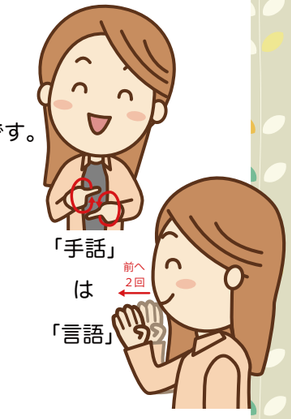
虐待かも？と思ったら、障がい福祉課へご相談ください。

佐世保市手話言語条例を知っていますか？

～平成３０年３月２７日制定（平成３０年４月１日施行）～

佐世保市では、手話が言語であることの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、相互に地域で支えあい、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、条例を制定しました。

手話に関する施策等について、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。



手話は言語です

手話は、音声の代わりに手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現することば（言語）です。

この条例の目的

手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解・普及に関する基本理念を定めました。

○市の責務、市民・事業者の役割を明らかにします

○市が実施する基本的事項を定めます。

相互に支えあい、全ての人が安心して暮らすこと、訪れることができるまちづくりを目指していきます。

市　手話への理解と普及を図る施策並びにあらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができる地域社会を構築するための施策を講じ、その推進に努めます。

市民　地域社会でろう者等とともに暮らす一員として、手話に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するように努めます。

事業者　ろう者等が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境を整備するように努めます。

※佐世保市手話言語条例の全文は佐世保市のホームページに掲載しています。

要約筆記のご紹介

～聞こえの不自由な人の耳がわりとなり、わかりやすく書いて伝えます～

佐世保市では現在、聴覚障がい者を対象に、意思の疎通を支援するため、手話及び要約筆記による通訳サービス等を行っています。そのうちの「要約筆記」についてご紹介します。

要約筆記とは？

病気や加齢により聴こえなくなった（中途失聴）、聴こえにくくなった（難聴）聴覚障がいを持つ方々が、これまでと同じように社会参加ができるよう、相手（話し手）の言葉をその場で要約（ポイントを短くまとめて示すこと）して伝える文字通訳です。

佐世保市が行っていること

・聴覚障がいをお持ちの方が病院受診や行事参加、冠婚葬祭出席等で円滑なコミュニケーションが図れるよう、市に登録している要約筆記者の派遣を行っています。
・派遣制度やその他の場面で活躍できる要約筆記者養成講座を開催しています。

※要約筆記に関する情報は、佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）１階障がい福祉課及び市内各支所等にチラシを設置しています。また、佐世保市のホームページにも掲載しています。